

平成28年第4回北本市議会定例会請願文書表

受理番号	議請第3号
受理年月日	平成28年11月18日
件名	「南スーダンPKO派遣の自衛隊の撤退を求める意見書」 の国会提出を求める請願
請願者の住所 及び氏名	北本9条の会 代表 高橋 明弘 外196名
請願の趣旨	別記のとおり
紹介議員氏名	中村 洋子、日高 英城

【請願趣旨】

日本では1992年にPKO法が成立しましたが、その国会審議の中で、この法が憲法違反との意見も出され、「PKO参加5原則」が確認されました。これまでの自衛隊のPKO派遣はこの原則に基づき行われ、その大部分は輸送隊、施設隊および少数の司令部要員であり、その任務も「国づくり」のための人道復興支援が中心で、道路、橋、学校、給水施設等のインフラ整備や食料品、衣料品等の輸送が主な活動でした。2012年からの南スーダンへのPKO派遣も、独立間もない南スーダンの「国づくり」に向けて自衛隊施設部隊が派遣され、当初はJICAやNGOと連携した日本独自のインフラ整備、人道復興支援を行っていました。しかし、自衛隊派遣部隊が国連南スーダン派遣団（UNMISS）の傘下であり、UNMISS司令部の下での活動に組み込まれているため、日本独自の「国づくり」を目的とした活動が中断させられています。しかも、現在の南スーダンの状況は、大統領派（政府軍）と元副大統領（非政府派）との民族対立や利権絡みの内部抗争が激化し内戦状態になっています。両派（軍）による停戦合意（2015年8月）も破綻（2016年7月）し、首都ジュバでは両軍による武力衝突・戦闘が続いています。7月には、政府軍による人口密集地への攻撃で多数の市民が殺傷され、UNMISS施設や要員も攻撃され中国兵士2人が死亡するという、「PKO派遣を受け入れた」南スーダン政府自身がPKOを攻撃する由々しき事態になっています。この攻撃を受けて日本大使館員4人とJICA47人全員が国外に退避（7月11日）、ドイツやオランダ等民間人約200人が退避、ドイツ大使館閉鎖、日本人大使館（2人残留）やオランダ大使館は最小限人数の残留で昼間のみ開館している状態です。UNMISSは派遣団や国連関連機関の一部要員の国外退避を決め（7月14日）、国連安保理は「この数週間スーダン各地で暴力や武力衝突が拡大している」として約4,000人規模の先制攻撃の権限を持つ地域保護軍の派遣を決めました（8月12日）。さらにUNMISSも内戦の激化に強い懸念を表明しました（10月12日）。

このように、南スーダンの情勢は日本政府の言う「戦闘行為はない」「首

都ジュバは落ち着いている」（10月12日）などという「平穏な状況」でないことは国際的にみても明らかです。しかもPKO派遣の原則である「受け入れ国や紛争当事者の参加同意」や「停戦合意がなされている」などが事実上破綻している以上、自衛隊を直ちに撤退することが、日本政府がとるべき緊急、当然の道です。にもかかわらず、政府は閣議決定（10月25日）により、派遣の5か月延長を決めました。さらに、11月中には安保法制に基づいて「駆け付け警護」任務を付与した陸自第9師団第5普通科連隊を基幹とする第11次南スーダンPKO派遣を行おうとしています。自衛隊員の命にかかわる事態が起きてからでは遅いのです。直ちに派遣を中止することを強く求めます。

そもそも、日本政府が行うべきことは憲法9条に基づいた非軍事の人道支援、民生支援に徹することです。そのことが国際的にも信頼され、日本の地位を高める最良の道です。

北本市議会として上記の趣旨を踏まえ、衆参両院議長及び内閣総理大臣に意見書を提出していただくようお願いいたします。

【請願事項】

南スーダンPKO派遣の自衛隊を直ちに撤退させること。